



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO. 24



愛知県警察本部
生活安全総務課



5月26日に戸籍法が改正され、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナが通知されます。それに乗じた**詐欺に注意してください**。

例えば。○○○

PPPP



こちらは**〇〇市役所**です。フリガナの届出に手数料が必要です。〇万円を振り込んでください。

フリガナの届出をしないと**罰金**を払わないといけない。通知したフリガナが誤っていれば、**手数料**が必要です。

全て**詐欺**です！



対策

フリガナの届出で法務省や市区町村は金銭を支払うように要求することはありません

1 **届出に手数料はかかりません**

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、手数料はかかりません

2 **届出しなくても罰則はありません**

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます

※不審に思ったら、最寄りの警察署、各市区町村窓口等に相談してください。

